

地域課題解決型起業支援金交付規程

第1 目的

道内における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、新たに起業する者に係る起業に必要な経費の一部を地域課題解決型起業支援金（以下「起業支援金」という。）として補助するものとし、起業支援金の交付に関しては、地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（令和8年（2026年）3月18日付け中企第2688号。以下「要綱」という。）の規定によるほか、この規程に定めるところによるものとする。

第2 定義

本規程において、次に掲げる用語の意味は、各号に定めるところによる。

- (1) 北海道が定める社会的事業の分野
要綱第2(1)のとおりとする。
- (2) 中小企業者
要綱第2(2)のとおりとする。
- (3) 中小企業者等
要綱第2(3)のとおりとする。
- (4) 新たに起業する者
要綱第2(4)のとおりとする。
- (5) 起業支援金
要綱第2(5)のとおりとする。
- (6) 起業に必要な経費
要綱第2(6)のとおりとする。

第3 補助対象者

起業支援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、2026年4月1日以降、起業支援金の交付決定を受けた第6の規定に定める補助対象事業の実施期間（以下、「事業実施期間」という。）完了日までに、道内において、中小企業者等として個人事業の開業届出又は法人若しくは組合の設立を行い、その代表者となる者をいう。
- (2) 中小企業者以外の者（以下、「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上
- (3) 北海道内に住民票を有し居住していること、又は、事業実施期間完了日までに北海道内に住民票を移し居住することを予定していること。
- (4) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を北海道内で行う者であること。

- (5) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (6) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

第4 補助対象事業

起業支援金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) 北海道が定める社会的事業の分野である、地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者支援などの課題に対応するものにおいて、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する事業であり、新たに起業する事業であること。
ただし、第一次産業（農業・林業及び水産業）に分類される事業を除く。
 - ア 起業する地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
 - ウ 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。
- (2) 北海道内で実施する事業であること。
- (3) 2026年4月1日以降、起業支援金の交付決定を受けた事業の事業実施期間完了日以前に新たに起業する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

第5 補助対象経費及び補助率

起業支援金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、上限額は別表のとおりとし、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「事務局」という。）は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において起業支援金を交付する。

第6 補助対象事業の実施期間

事業実施期間は、第8の2の交付決定の日から、2027年1月15日の間で事務局が認める日までとする。

第7 起業支援金の交付の申請

- 1 補助対象者は、事務局に対し、別に定める起業支援金の募集期間中において「地域課題解決型起業支援金交付申請書」（様式第1）（以下「交付申請書」という）を提出し、交付の申請を行うものとする。
- 2 前項の申請に当たっては、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費

税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

第 8 起業支援金の交付の決定

- 1 事務局は、前条の規定による起業支援金の交付の申請があったときは、社会的に事業に知見を有する者等からなる外部審査会を設置し、当該審査会において、補助対象者から提出された交付申請書等を基に、別に定める「地域課題解決型起業支援金審査要領」によって審査する。なお、審査会の設置及び運営に関し、必要な事項については、別に定める。
- 2 事務局は、前項の審査により、起業支援金を交付すべきと認めるときは交付を決定し、「地域課題解決型起業支援金交付決定通知書」（様式第 3）（以下、当該交付の決定の通知を受けた者を「交付対象事業者」という。）を、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 事務局は、起業支援金を交付すべきと認められないときは「地域課題解決型起業支援金の審査の結果について」（様式第 4）を、当該申請を行った者に通知するものとする。

第 9 交付の条件

事務局は、第 8 の規定による起業支援金を交付する場合は、必要な条件を付すものとする。

第 10 申請の取下げ

- 1 交付対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に、申請の取下げをすることができる。
- 2 1 の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 11 補助事業の変更

- 1 交付対象事業者は、交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「地域課題解決型起業支援金変更申請」（様式第 7）により事務局の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業量又は交付決定額について、20 パーセント以内の変更の場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定に該当しない要件の変更（住所変更等）を行った場合においても、「地域課題解決型起業支援金変更申請」（様式第 7）により事務局へ届け出なければならない。

第 12 補助事業の中止又は廃止

交付対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「地域課題解決型起業支援金事業中止・廃止承認申請書・報告書」（様式第 5）により事務局の承認を受けなければならない。

第 13 補助事業の遅延又は不能

交付対象事業者は、補助事業を事業実施期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、「地域課題解決型起業支援金事業執行遅延・不能報告書」（様式第6）により速やかに事務局へ報告し、その指示を受けなければならない。

第14 補助事業の状況報告等

交付対象事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、事務局から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は事務局による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

第15 補助事業の遂行等の命令

交付対象事業者は、この起業支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを事務局から命じられたときは、その命令に従わなければならない。

第16 実績報告

- 1 交付対象事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認（第12の規定に基づく中止等の承認を受けた場合を含む。）を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は1月30日のいずれか早い日までに、「地域課題解決型起業支援金実績報告書」（様式第12）（以下「実績報告書」という。）を事務局へ提出しなければならない。
- 2 交付対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税等を減額して報告しなければならない。

交付対象事業者は、実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 交付対象事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第17号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに事務局に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年4月30日までに事務局に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに事務局に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第17 起業支援金の額の確定

事務局は、第16の1の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が起業支援金の交付の決定の内容（第11に基づく変更の承認を受けた場合は、その内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、「地域課題解決型起業支援金確定通知書」（様式第13）により交付対象事業者に通知する。

第 18 交付決定の取消し等

事務局は、次に掲げる場合には、起業支援金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象事業者が、事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (3) 交付対象事業者が、起業支援金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付対象事業者が、補助事業の実施に関し要綱及びこの規程に違反した場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する起業支援金が交付されているときは、期限を付して当該起業支援金の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、起業支援金等の返還を命じ、これを交付対象事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 4 事務局は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 5 本条の規定は、交付対象事業者について交付すべき起業支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 19 帳簿及び書類の備付け

交付対象事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区分して明らかにしておかなければならない。当該特別の帳簿とその内容を証する関係書類は、補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された処分財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

第 20 財産の管理等

交付対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、起業支援金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

第 21 財産の処分の制限

- 1 交付対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、起業支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ「地域課題解決型起業支援金取得財産等処分承認申請書」（様式第 10）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない（減価償却資産省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。
- 2 交付対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全

部又は一部を事務局に納付させることがある。

第 22 産業財産権等に関する届出等

交付対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に「地域課題解決型起業支援金に係る産業財産権等取得等届出書」（様式第 11）により事務局に届出しなければならない。

第 23 事業化等の状況報告

- 1 交付対象事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から 5 年間、自らの毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化及び収益状況等に関する「地域課題解決型起業支援金事業化等状況報告書」（様式第 14）（以下「事業化等状況報告書」という。）を、事務局へ提出しなければならない。
- 2 事務局は、必要に応じて、交付対象事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 交付対象事業者は、その証拠となる書類を当該報告を行った日から 3 年間保存しなければならない。

第 24 収益納付

- 1 事務局は、第 23 の報告により、交付対象事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により、相当の収益が生じたと認めるときは、交付対象事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を事務局に返還させることができるものとする。
- 2 1 の規定により返還を命ずることができる金額の合計は、起業支援金の確定額の合計額を上限とする。

第 25 その他

この規程に定めるもののほか、起業支援金の交付に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

この規程は、2026年4月22日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率及び上限額
人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他事務局が必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。	補助率：2分の1以内 上限額：200万円